

6月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ
ていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口
を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、
まずは相談してみてもいいですか。



*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、
分からないことなどの相談を受け
付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、
インターネット関連など、消費や
契約に係る相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務
や債務整理などの法律解釈や手続
き、人権に関する相談などを無料
で受け付けます。弁護士、行政相
談員、人権擁護委員が1回30分
で対応します。
相談時には、参考となる書類など
を持参してください。
相談を受けるには、当日電話予約
が必要です。

期日 6月7日(金)・21日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金
銭貸借などの紛争を解決。司法書
士と民生委員が対応します。

期日 6月14日(金)・28日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、
困ったことなどの相談を受け付け
ています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00

相談ダイヤル ☎054(646)6055

人権身の上相談

人権擁護委員が相談に応じます。

期日 6月2日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
市民課 ☎030021

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる
相談に無料で応じます。
事前予約が必要となります。

期日 6月21日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547(6)6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦
情や要望などの相談を受け付けま
す。

期日 6月7日(金)・21日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

介護相談

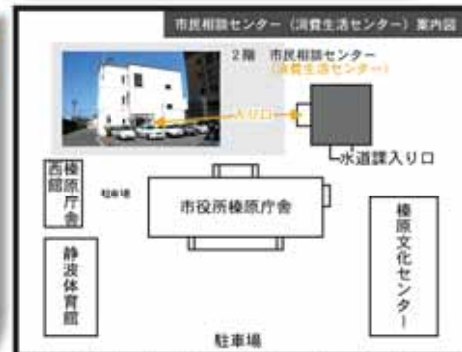
期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
相良保健センター

高齢者福祉課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思っ
たときの相談です。事前に問い合
わせをして、気軽に相談ください。

期日 6月16日(金)
時間 13:30～16:00
会場 棟原庁舎2階相談室
地域包括センターオリーブ ☎0308822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



プロジェクト「TOURKAI」
我が家の耐震化はお済みですか

問い合わせ 都市計画課 竹嶋 ☎(53) 2633



昭和56年5月以前に建築された
木造住宅は、旧耐震基準で建てら
れているため、大規模地震発生時
に倒壊する恐れがあります。
市では、災害から一人でも多く
の生命や財産を守るため、国や県
とともに木造住宅などの耐震化を
図るプロジェクト「TOURKAI」
(東海・倒壊)「0(ゼロ)」を推
進しています。

木造住宅耐震補強事業に
対する補助金

■対象

昭和56年5月以前に建築された、
耐震補強工事をしていない木造
住宅。

■事業の流れ

①わが家の専門家診断(無料)
市が派遣する専門家(相談士)
による無料の耐震診断を受ける。

「申請方法」都市計画課に電話、
または窓口で申し込む。

②木造住宅補強計画の作成

①で倒壊の可能性があると診断
され、補強工事を希望する場合
は耐震補強計画を作成する。

「補助金額」上限9万6千円(わ
が家の専門家診断を実施してい
ない場合は上限10万2千円)

*65歳以上の人のみで住んでい
る世帯などには上乗せ補助あり。

「申請方法」都市計画課に事前
に申請書を提出する。

③木造住宅耐震補強工事の実施

②補強計画に基づいて、耐震補
強工事を行う。

「補助金額」上限60万円(65歳
以上の人のみの世帯、中学生以
下の子どもがいる子育て世帯な

どは上限80万円)。
制度の拡充により、平成29年度
は工事期間中、市が貸与する「耐
震補強PR看板」を必ず設置し、
次の3項目(選択条件)のいづ
れか一つ以上実施すること、
補助金額(上限)が15万円増額
となります。



「選択条件」▼工事期間中に現
場見学会を開催▼工事完成後に
完成見学会を開催▼工事完成後
に「工事を実施するきっかけ、
工事を終えた感想を記載した文
書および耐震補強後の住宅写真」
を市に提出。
*PR実施の場合、補助金額は
上限75万円(65歳以上の人のみ
の世帯、中学生以下の子どもが

ブロック塀の撤去・改善に
対する補助金

ブロック塀の倒壊が、緊急車両
の通行や避難の妨げになることを
防ぐために、危険なブロック塀の
撤去や改善に対して補助金を交付
します。

■対象

公道沿いにある4段以上または
高さ80センチメートル以上の危
険なブロック塀の撤去や「緊急
輸送路・避難路・避難地」に接
している危険なブロック塀の改
善。

「補助金額」▼撤去→上限10万
円▼改善→上限25万円。

「申請方法」都市計画課に事前
に申請書を提出する。